

令和4年度事業報告書

第1 法人の概況

1 設立年月日（設立登記日）

平成24年4月1日

2 定款に定める目的

事件、事故等の犯罪被害者及びその家族又は遺族並びに暴力被害者（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

3 定款に定める事業

定款に定める目的を達成するため、次の事業を定款に定めて推進している。

- (1) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 犯罪被害者等へのシェルターの貸与、物品の貸与又は供与、役務の提供等による直接的支援事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 犯罪被害者等が自立するために必要な支援事業
- (5) 関係機関、団体等との連携による犯罪被害者等への支援事業
- (6) 犯罪被害者等支援活動に携わるボランティア、支援活動員の研修及び養成事業
- (7) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (8) 犯罪被害者等支援に係る県民の理解を深めるための広報啓発事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 所管官庁に関する事項

群馬県

5 会員の状況（令和5年3月31日現在）

正会員数 135名

賛助会員 434名（法人・個人）

6 事務所の状況

(1) 主たる事務所の状況

前橋市新前橋町2番地7 ヤマコビル5F 平成27年10月27日移転

(2) 従たる事務所の状況

高崎市若松町9番地 産科婦人科 佐藤病院内 平成27年4月1日設置

7 役員に関する事項

理事12名（理事長1名 副理事長1名 専務理事1名）

監事 2名

8 職員に関する事項

常勤職員 事務局長以下9名（うち、1名は援助事業に従事する職員）

非常勤（随時勤務）職員 12名（うち、2名は援助事業に従事する職員）

犯罪被害者直接支援員 26名

犯罪被害者直接支援員のうち 犯罪被害相談員 19名
 // 犯罪被害者等給付金申請補助員 2名

9 許認可に関する事項
 ない。

第2 事業の状況

事業の目的達成を目指して群馬県・群馬県警察・弁護士会・臨床心理士会・法テラス及び全国被害者支援ネットワーク等の関係機関団体と連携し次の事業を推進した。

1 犯罪被害者等支援事業

犯罪被害者等からの電話相談・面接相談等に応じたほか、被害者等の要望を受け要望に応じた支援を行った。

(1) 犯罪被害者等に対する電話相談、面接相談等

ア 電話相談

	すてっぷぐんま	Save ぐんま	インターネットによる 誹謗中傷相談
相談日	毎週月曜から金曜日（祝日・年末・年始の休暇を除く）		
相談時間	午前10時から午後4時	午前9時から午後5時	午前9時から正午 午後1時から午後4時
相談件数	1,196件	649件	67件
相談体制	犯罪被害相談員 2名 犯罪被害者直接支援員 2名	犯罪被害相談員 4名	犯罪被害相談員 1名

イ 面接相談

犯罪被害相談員、弁護士、臨床心理士による面接相談の実施状況は、「面接相談実施状況」のとおりであり、個々の犯罪被害者等に有用な情報を直接提供するとともに、必要に応じて病院、警察、検察、裁判所等への付き添い等の直接的支援を行った。

<面接相談実施状況>

	すてっぷぐんま	Save ぐんま	インターネットによる 誹謗中傷相談
犯罪被害相談員 による面接相談	128件	196件	7件
うち 直接 支援時の相談	64件	98件	0件
臨床心理士による カウンセリング	7件	0件	1件
弁護士による法律相談	19件	12件	5件
計	154件	208件	13件

ウ メール・手紙による相談

被害者等からメール・手紙による相談は、

○ すてっぷぐんま

312件

- Saveぐんま 146件
- インターネットによる誹謗中傷相談 162件

であり、相談を受けて面接相談、法律相談や直接的支援等へつなげた。

(2) 犯罪被害者等へのシェルターの貸与、物品の貸与又は供与、役務の提供等による直接的支援

ア 犯罪被害者等へのシェルターの貸与等

DV等の被害女性等16名に対して125日間提供し、警察と連携し安全確保に対する情報提供、関係機関と連携し自立支援を実施した



入居理由	入居件数	入居者数	入居日数
配偶者暴力	2件	5名	5日
ストーカー	1件	1名	2日
脅迫	2件	5名	61日
暴行・傷害	3件	5名	57日
計	8件	16名	125日

イ 犯罪被害者等への役務の提供等による直接的支援

犯罪被害者等の精神的、経済的な負担軽減を図るため犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員（以下「犯罪被害相談員等」という。）等が実施した直接的支援は、「直接的支援実施状況」のとおりである。

<直接的支援実施状況>

	すてっぷぐんま	Saveぐんま
警察への付き添い等	20件	27件
検察庁への付き添い	6件	6件
裁判関係付き添い	33件	14件
病院への付き添い	11件	55件
自宅訪問	18件	
行政機関への付き添い	26件	4件
その他	114件	19件
計	228件	125件

(3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請補助

犯罪被害者等給付金申請補助員による申請補助は0件であった。

(4) 犯罪被害者等が自立するために必要な支援事業（自助グループへの支援）

犯罪被害者等が語り合う中で問題の解決や克服を図ろうとする自助グループが2回開催され、犯罪被害相談員等がその活動を支援した。

(5) 関係機関・団体等との連携

犯罪被害者等の支援活動を効果的に推進するため、次の関係機関・団体との連携を推進し

た。

ア 群馬県犯罪被害者等支援推進協議会及び警察署単位の地区犯罪被害者支援連絡協議会との連携

群馬県犯罪被害者等支援推進協議会の今年度の開催はなかった。また、警察署単位の地区犯罪被害者支援連絡会議は太田市、前橋市の開催に参加した。

また、渋川市犯罪被害者等支援施策委員会に参加し犯罪被害者等支援条例策定に参画した。

イ 群馬県・群馬県警察とのワーキンググループへの参加

群馬県・群馬県警察及びすてっぷぐんまの三者によるワーキンググループ会議が11回開催され、理事長、理事、事務局長が参加し、当面の被害者支援に係わる課題や取り組みについて情報交換を行った。

ウ DVネットワーク会議

DV被害者を支援する機関・団体が参加する連絡会議に参加し、シェルターの利用・運営等に付いて情報交換した。

エ Saveぐんま運営に関する会議等

群馬県性暴力被害者サポートセンターの運営に関して、Saveぐんま運営会議（12回開催、うち11回ZOOM、1回書面開催）、Saveぐんま運営委員会に参加（書面開催）した。

オ 性暴力被害者支援センター関東近郊連絡会の開催

関東近郊連絡会（ZOOMを利用）を主催し、第1部群馬県警察本部長小笠原和美氏による講演、第2部事例検討、第3部関東近郊連絡会参加団体発表を行い情報交換を行った。

カ 全国被害者支援ネットワーク及び加盟支援センターとの連携

次の会議、研修会に犯罪被害相談員等が参加し、情報交換及び知識技能の修得を図った。

[研修関係]

種 別	実施日	場 所	参 加 者
全国被害者支援フォーラム	10/14	東京都	犯罪被害相談員2名(現地) その他 Youtube で視聴
秋期全国研修会	10/15-16	東京都	犯罪被害相談員2名

[会議関係]

種 別	実 施 日	場 所	参 加 者
全国ネットワーク事務局長会議	4/19	東京都	Zoomで開催
全国ネットワーク理事長会議	8/9	東京都	Zoomで開催
全国ネットワーク通常総会	6/14	東京都	Zoomで開催
関東・甲信越事務局長会議	10/7	山梨県	Zoomで開催

[その他の研修]

種 別	実 施 日	場 所	参 加 者
全国ネットワーク主催 質の向上研修	8/27-28 1/28-29	山梨県	犯罪被害相談員2名

全国ネットワーク主催 自助グループファシリテーター研修	12/2-3	東京都	犯罪被害相談員 1名
--------------------------------	--------	-----	------------

2 支援活動員等の研修、養成及び犯罪被害者等の実態調査、研究事業

(1) 犯罪被害者等支援活動に携わるボランティア及び犯罪被害相談員等の養成

ア 犯罪被害者支援講座の実施

被害者支援活動に関心のある一般県民から公募し、弁護士、臨床心理士、行政機関等の被害者支援に携わる専門家を講師に招聘し次のとおり実施した。

- 参加人員 37名
- 講座回数 全2回、10コマ(1コマ：50分～90分)
- 内 容 犯罪被害者支援の意義と必要性、犯罪被害者等基本法・基本計画の概要

イ 支援活動員前期養成講座の実施

犯罪被害者支援講座修了者の中から3名を選考し、弁護士・臨床心理士・行政機関等の被害者支援に携わる専門家を講師に招聘し次のとおり実施した。

- 参加人員 12名
- 講座回数 全2回12コマ(1コマ：45分～90分)
- 講座内容 被害者支援に携わる関係機関、団体の専門家による被害者支援制度等

ウ 専門研修の実施

犯罪被害相談員等に対し、被害者支援に携わる専門家を講師に招聘し10回実施し、支援活動に係わる知識技能の修得を図った。

(2) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究

電話、面接相談や直接的支援等で携わった個々の支援状況を調査・研究し支援事業に役立てた。

3 広報啓発事業

(1) 犯罪被害者等支援に係る県民の理解を深めるための広報啓発活動の実施

ア 被害者支援講演会の実施

令和4年11月19日に池袋交通死亡事故被害者ご遺族である松永卓也氏のご講演をオンライン開催で実施した。

イ 被害者支援ふれあいコンサート 新型コロナの影響により中止

(2) 他機関、団体主催の会議、研修会への講師派遣

他機関、団体で実施された会議、研修会等に犯罪被害相談員を講師として派遣し、次のとおり広報啓発活動を行った。

研修名等	実施日	主催者	受講対象者
性犯罪捜査専科研修	5/11	群馬県警察	警察官
犯罪被害者支援専科研修	6/8	群馬県警察	警察官
高崎健康福祉大学大学院助産学専攻講義	6/28	高崎健康福祉大学	受講学生
前橋市役所職員研修	7/5	前橋市防災危機管理課	前橋市役所職員
高崎市民生委員児童委員協議会研修	7/22	高崎市民生委員児童委員協議会	協議会員

ぐんま学園研修	8/4	ぐんま学園	入所者
群馬県インターンシップ	8/23. 8/31	群馬県生活子ども課	参加者
女性相談所研修	9/27	女性相談所	相談員
児童心理士研修	10/4	児童相談所	児童心理士
犯罪被害者等支援講演会	10/5	安中市	安中市民
精神保健福祉士研修	10/14	精神保健福祉士	精神保健福祉士
太田署管内犯罪被害者等支援連絡協議会研修	11/24	太田警察署	協議会員
群馬県警察性犯罪捜査専科研修	11/30	群馬県警察	警察官
前橋署管内犯罪被害者等支援連絡協議会研修	12/7	前橋警察署	協議会員
犯罪被害者等支援研修	1/18	群馬県警察学校	警察官
犯罪被害者等支援 E ラーニング研修	1/24	群馬県警察	警察官
関東管区性犯罪専科研究	1/25	関東管区警察学校	警察官
はるな女子学園	2/9	はるな女子学園	入所者
赤城少年院生徒	3/24	赤城少年院	入所者

(3) 広報啓発キャンペーン

次のとおり、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)、県内各地で開催されたパネル展やイベント会場において、犯罪被害相談員等、ボランティアが参加し、広報チラシ等を来場者に配布し広報啓発活動を実施した。

実施場所	実施日	配布資料
安中市役所・広報啓発	11/7-9	パネル展示、リーフレット、メモ帳等配布
前橋市役所・広報啓発	11/17	同上
千代田町・広報啓発	11/24-25	同上
大泉町・広報啓発	11/28-30	同上
おまわりさんのふれあいコンサート	11/23	同上

(4) 機関紙及び広報啓発資料等の作成、ホームページの更新

ア 機関紙「すてっぷだより」を作成し、会員・賛助会員・関係機関団体等に配布し、すてっぷぐんまの活動の周知を図った。

- 第35号 2,000部
- 第36号 1,200部

イ 広報啓発資料等

広報啓発資料を作成し、祭り会場・講演会・研修会及び会議等で配布し、被害者支援活動への理解を深めた。

- リーフレット 20,000部
- メモ帳 20,000冊

○ 情報誌「犯罪被害者等支援」

7, 500部

ウ ホームページの掲載内容の更新

すてっぷぐんまのホームページについて、定期的に掲載内容の見直しと更新した。

(5) 矯正施設への講師派遣

前橋刑務所は、隔週ごとに犯罪被害相談員等2名を派遣し、新規入所者に「被害者の辛さや苦しさ」を伝える活動を行った。赤城少年院は年1回、「被害者の気持ちや立場」を伝える講義、榛名女子学園へは「デートDV」をテーマとした講義を行うなど被害者の気持ちの理解につながる活動を行った。

(6) チャリティー自動販売機の活用

当センターの相談内容や相談先等をラッピングしたチャリティー自動販売機を道の駅等の不特定多数人が集まる施設にこれまでに計160台（令和5年3月31日現在）設置し、当法人の業務の広報啓発活動を行った。

5 その他の活動

(1) 安定した被害者支援を目指した総合事業

ア 財政基盤の確立

ファンドレイジング担当者（理事1）によるチャリティー自販機設置、賛助会員、寄付金等の新規獲得事業を推進し、一般企業、道の駅等にチャリティー自動販売機160台（令和5年3月31日現在）を設置、賛助会員434人（個人・法人）を募集し、財政基盤確立に向けた事業を推進した。



イ 知名度向上事業

「すてっぷぐんま」の知名度を向上させるための広報啓発、広告宣伝施策として、「FMぐんま」にラジオCMを流し、また、コミュニティラジオ「防犯チャンネル845」を活用して広報啓発、広告宣伝を行った。

また、フードコートのデジタルサイネージによるCMを継続して実施した。

(2) 事業委員会

毎月1回、理事長、副理事長及び犯罪被害相談員等が出席し、当面の事業、運営、支援状況及び事務処理上の諸問題について検討を行った。

(3) 支援会議

随時、犯罪被害相談員が支援中のケースについて支援の方針等を検討し、支援に対する方針の共有を図った。

(4) 事例検討会

毎月、犯罪被害相談員等が出席し、事例に基づき意見を交換し、その後の支援に検討結果を活用した。

第3 その他の事業

1 令和4年度不安を抱えるつながりサポート相談支援事業

(1) 期間・対象区域

- ・ 令和4年4月1日～令和5年3月20日
- ・ 中・北毛区域（前橋市、伊勢崎市、玉村町、沼田市、渋川市、榛東村、吉岡町、中之条町、長野原町、東吾妻町、嬭恋村、草津町、高山村、片品



村、川場村、昭和村、みなかみ町)

(2) 業務内容

不安や困難を抱える女性に対して、心身をケアし、経済的不安を解消するとともに、相談をきっかけに最適な支援機関につなぐこと、また、女性が安心できる居場所づくり仲間づくりの場を提供することで、問題の解決に導くことを目的とする支援事業であることから、電話相談窓口の設置、相談内容により必要があればアウトリーチで対応し、居場所作りとしてサロンを開催した。

(3) 相談窓口

- ・ 月・水・木・金曜日の午前9時30分～午後4時30分までの間
- ・ 2名体制

(4) 相談件数

延べ483人

第4 理事会・総会の開催等

1 総会・理事会の開催

種別	開催日	提出議案	場所
第1回 通常理事会	5/27	・令和3年度事業報告(案) ・令和3年度決算報告(案) その他	すてっぷぐんま会議室 ハイブリッド開催
通常総会	6/25	・令和3年度事業報告(案) ・令和3年度決算報告(案) ・監査報告	群馬県男女参画センター
第2回 通常理事会	2/27	・令和5年度事業計画(案) ・令和5年度収支予算(案) ・規程の一部改正(案) その他	すてっぷぐんま会議室 ハイブリッド開催

2 令和4年度の活動状況

別紙「令和4年度 すてっぷぐんまの活動状況」のとおり

以上